

平成18年3月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成17年(行コ)第14号公文書非公開決定取消請求控訴事件(原審・大津地方裁判所平成16年(行ウ)第5号)

平成18年1月18日口頭弁論終結

判 決

滋賀県蒲生郡日野町小井口64番地の11

|             |         |
|-------------|---------|
| 控 訴 人       | 浅 井 秀 明 |
| 上記訴訟代理人弁護士  | 折 田 泰 宏 |
| 上記訴訟復代理人弁護士 | 藤 原 東 子 |

大津市京町四丁目1番2号

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 被 控 訴 人    | 滋 賀 県 警 察 本 部 長 |
|            | 永 野 賢 治         |
| 上記訴訟代理人弁護士 | 松 本 佳 典         |
| 同指定代理人     | 野 村 正 廣         |
| 同          | 山 本 一 男         |
| 同          | 荒 堀 浩 二         |
| 同          | 野 出 實           |
| 同          | 宮 内 誠           |
| 同          | 青 木 喜 十         |

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人が控訴人に対して平成16年7月14日付けでした公文書非公開決定処分中、被控訴人が平成14年4月1日以降平成16年6月2日までの間に取得した「ペンネームで記載された領収書」に係る部分を取り消す。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者が求めた裁判

#### 1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人が控訴人に対して平成16年7月14日付けでした公文書非公開決定処分中、「ペンネームで記載された領収書」に係る部分を取り消す。

(3) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

#### 2 被控訴人

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

### 第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、滋賀県情報公開条例の実施機関である被控訴人に対し、同条例に基づき、平成10年度ないし平成15年度に滋賀県警察本部で支出した捜査費、捜査報償費の個人名義の領収書のうち、①偽造された領収書、②受領者がペンネームで記載した領収書についての公文書公開請求をしたところ、被控訴人がいずれも非公開とする処分をしたため、控訴人が、同処分のうち上記②の受領者がペンネームで記載した領収書に係る非公開処分の取消しを求めた事案である。

#### 2 訴訟の経過

原審裁判所は、控訴人の請求を棄却したのに対し、控訴人が上記第1の1のとおり判決を求めて控訴した。

### 第3 前提となる事実（末尾に証拠摘示のない限り当事者間に争いが無い。）

1 控訴人は滋賀県の住民であり、被控訴人は滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号，平成13年同第10号，平成14年同第45

号，平成15年同第18号による追加，一部改正のもので，条例の規定は別紙のとおりである。以下「本件条例」という。) 2条1項所定の実施機関たる警察本部長である。

なお，本件条例付則1条ただし書に規定する規則の施行期日は，滋賀県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成13年滋賀県規則第104号，以下「本件規則」という。）により，平成14年4月1日とされている。（乙1，2）

2 控訴人は，平成16年6月2日，本件条例4条に基づき，被控訴人に対し，平成10年度ないし平成15年度に「警察本部（全課）で支出した捜査費（国費），捜査報償費（県費）の領収書うち，当該捜査費または捜査報償費を受領したもの以外の氏名または住所が記載されたものと情報公開請求日現在で実施機関において認識しているもの」の開示を請求したが，開示請求対象文書を特定するため，本件条例5条2項に基づく被控訴人の補正の求めに応じ，開示を求める公文書の内容を「個人名義の偽造領収書」と「個人名義のペンネームで書かれた領収証」の両方であると補正した。

3 被控訴人は，上記請求に対し，偽造された領収書は存在しないこと，ペンネームで書かれた領収書（被控訴人が，実施機関としての合理的努力により特定し得るもの，以下「本件文書」という。）には，本件条例6条1号前後段，3号所定の非開示事由に該当する情報が記載されているとして公文書非公開決定処分をした（以下，この非公開決定処分のうち，ペンネームで書かれた領収書に係る部分を便宜「本件処分」という。）。

#### 第4 争点に関する当事者の主張

1 したがって，本件争点は，本件文書の本件条例6条3号（争点1），1号前段（争点2），後段（争点3）該当の有無にあるが，この点に関する双方の主張は，原判決4頁4行目から7頁22行目までに記載のとおりで

あるから、これをここに引用する。

## 2 当審付加主張

(控訴人)

### (1) 文書の特定と非公開事由の非該当性

ア 本件のような情報公開訴訟においては、非公開事由の存在についての主張立証責任は実施機関側である被控訴人にあるのであるから、被控訴人としては、本件文書である各領収書の1枚1枚について特定し、それぞれについて1号及び3号該当性の主張立証をしなければならないはずであるのに、被控訴人の主張は、抽象的に非公開事由を述べるだけで、各文書ごと（本件文書である領収書1枚1枚ごと）に、具体的な事情を説明し、本件条例6条各号の該当性を主張するものではないから、これでは非公開事由の存在を主張していないに等しいものといわねばならない。

イ この点は、1号前段の「特定の個人を識別することができるもの」とされた要件のみならず、1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」、あるいは3号の「公にすることにより、犯罪の予防鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」との各要件についても同様であって、非公開事由の存在の認定にあっては、抽象的な「おそれ」や、単なる「相当の理由」では足りず、客観的かつ具体的なものでなければならない。特に、情報公開訴訟においてはインカメラ方式が採用されていないから、裁判所としても、審査の対象となる文書を見分することなく非公開事由の存否の判断を迫られるため、公文書を保有する被控訴人において、支障を来さない範囲において出来るだけ非公開事由について具体的な

















